

社会福祉法人 陽 寄附取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、本法人に対する寄附の受入に関する取扱いについて、経理規程その他関連する諸規程に基づき、公正かつ適正に執行することを目的とし、その透明性を確保するために必要な事項を定める。

(寄附受入の定義)

第2条 この規程において寄附の受入とは、法人に対し、本人または申出団体が法人の行う事業に協賛して本人または団体の自由意思に基づいて提供することを申し出た金品を受領すること、もしくは法人が事業遂行のために金品を募集することに賛同して提供された金品を受入れることをいう。

(寄附受入手続き)

第3条 寄附の申出があった場合の受入れにあたっては、寄附に係る行為が公明な状況で行われるよう配慮するとともに、寄附者から寄附申込書の提出を受けることを原則とする。ただし、匿名その他寄附申込者を特定できない場合、もしくは寄附者が氏名を明らかにすることを拒む場合は、本法人において寄附申込兼受領書を作成して申込書に代えができる。

- 2 寄附の受入を行った場合、寄附者に対しては領収書を発行するとともに、本法人においても領収書の控えを保存する。
- 3 寄附金の経理処理については、寄附申込書に記載された寄付目的に応じてサービス区分を決定する。
- 4 寄附金の管理につき、寄附金台帳を作成することとし、その受入状況や使途等について適切に管理を行う。
- 5 本条に定める、寄附申込書及び寄附金台帳等については、理事長又は理事長から権限移譲を受けた者が確認を行い、これを承認する。

(寄附受入の辞退)

第4条 寄附の受入が本法人に対して不利益を与える結果になると見込まれる次に掲げる場合は、寄附を辞退することができる。

- (1) 反社会的勢力、またはそれらと関係していると考えられる者からの寄附申込
- (2) 寄附を行うことにより、便宜供与、反対給付を期待していることが明らかな者からの寄附申込
- (3) 寄附の使途について、法人の事業遂行を逸脱する条件を付する者からの寄附申込
- (4) その他、前号までの事由に準ずるような、社会福祉法人の社会的職責に照らし不適切であると考えられる場合の寄附申込

(禁止行為)

第5条 本法人及び傘下の施設は、その立場を利用して利用者、利用者等の家族その他の関係者、職員等に寄附を強要もしくは強要に類する行為をしてはならない。

(寄附財産等の使途、活用等)

第6条 寄附金品を受入れた場合は、その金額もしくは時価評価額に基づき経常経費寄附金収入または、施設整備等寄附金収入に計上し、目的に応じた勘定科目に従って支出する。

(規程の改定等)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。